

中部山岳国有林の地域別の森林計画書

(中部山岳森林計画区)

(変更)

(令和5年12月変更)

計 画 期 間
自 令和 3年 4月 1日
至 令和13年 3月31日

林野庁中部森林管理局

森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

今回の変更は、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関する計画を変更するものである。

この変更は、令和6年4月1日に効力を生じるものとする。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

目 次

II 計画事項	
第5 計画量等	
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画.....	1
（3）実施すべき治山事業の数量	

II 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

市町村	森 林 の 所 在 区 域 (林班)	治山事業施工 地区数		主な工種	備 考
			うち前半 5年分		
松 本 市	64～66・155・161～163, 67～77, 78～82, 83～85, 86～88, 98～100, 109～111, 112～114, 115～118, 119～128, 129～140, 141～154, 156～160・164～180, 237・238, 301～320・334, 321～333, 359～372, 373～384, 385～404	33	22	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
大 町 市	501～503, 504～506, 507～510, 522・523・526・527, 524, 538～541	8	7	溪間工、山腹工	
塩 尻 市	1501～1516・1547～1554, 1517～1546, 1555～1558, 1559～1573, 1574～1585, 1588～1603・1604, 1605～1618	10	7	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
安曇野市	201～204・216・217, 208, 211・212, 218, 222～229	3	2	溪間工、山腹工、 本数調整伐	
松 川 村	582～587	4	4	溪間工、本数調整伐	
白 馬 村	623～629	2	1	溪間工、山腹工	
小 谷 村	601～606, 607～614, 634～636	8	3	溪間工、山腹工	
計		68	46		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関係する林班数を計上。